

SABO NEWS LETTER

第 131 号【発行日】平成 31 年 1 月 7 日（月）【発行】（一社）全国治水砂防協会

目 次

1. 目次・行事予定 1
2. 国土交通省砂防部長より新年のご挨拶 2
3. （一社）全国治水砂防協会理事長より新年のご挨拶 3
4. 平成31年全国治水砂防協会主要行事予定 4
5. 平成31年度国土交通省 水管理・国土保全局関係予算決定概要 5

行事予定

（全国治水砂防協会）

2/14(木)～ 15(金) 第 59 回砂防および地すべり防止講習会 (砂防会館別館利根会議室)

※参加申込み受付中。詳細は当協会ホームページ（下記 URL）をご覧ください

2/21(木) 理 事 会（砂防会館別館 3 階霧島会議室）

ご質問、ご意見、ご感想、記事の詳細内容等、お問合せ先

一般社団法人 全国治水砂防協会

住所：〒 102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4

電話：03-3261-8386 FAX：03-3261-5449 E-mail：kyokai@sabo.or.jp

砂防に関する最新情報は砂防協会ホームページをご覧ください。

<http://www.sabo.or.jp/>

国土交通省砂防部長より新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、清々しい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、7月の西日本豪雨や9月の北海道胆振東部地震など全国各地で災害に見舞われ、3,300件を超える土砂災害が発生しました。これらの災害では、重要なインフラやライフライン等の被災が注目されたことから、全国で重要インフラ緊急点検を行い、その結果を踏まえ3か年の緊急対策を12月14日にとりまとめました。年末に閣議決定された平成30年度補正予算および同31年度当初予算では、当該緊急対策に係る特別措置の所要額が計上され、大型の予算案となっております。

これも会員の皆様のお力添えの賜物であります。誠にありがとうございました。

昨年の豪雨では、住民の避難のあり方が課題となりました。土砂災害防止法の基礎調査は全都道府県で平成31年度中に完了する予定であり、今後は実際の運用に取り組む第二ステージへ移っていきます。地域で判断し、声掛けを行い、避難につなげるなどの防災力を高めていく施策を皆様と考えていきたいと思っております。

また、記録的な大雨で大量の土砂が流出したほか、既設の石積堰堤が破損し、被害が生じる事案も発生しました。一昨年の九州北部豪雨では、流木災害が問題となりましたが、今後もこのような災害の可能性があり、長寿命化対策と合わせ、補強が必要な石積堰堤等の対策工事を行えるよう都道府県を支援してまいります。

このほか、大規模地震や火山噴火に伴う災害も近年発生しており、ハード・ソフト一体となった事前防災対策と、発生した際の緊急対策の取り組みを一層推進してまいります。

今後とも会員の皆様をはじめ全国の砂防事業関係者との連携をより密にし、これまで積み重ねてきた諸施策を更に発展させ、地域の安全・安心の確保により一層努めてまいります。

皆様のご健勝とそれぞれの地域の発展を心からお祈りし、年頭のご挨拶とさせていただきます。

平成31年元旦

国土交通省砂防部長 栗原淳一

(一社) 全国治水砂防協会理事長より新年のご挨拶

新年、あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、協会の活動に当たりお世話になっておりますことを厚く御礼申し上げます。

昨年も、悲しい年になりました。7月豪雨や北海道胆振東部地震等で、年平均の3倍の3,000件を超える土砂災害が発生し、161名の尊い命が奪われました。正に「災」の年でした。亡くなられた方々に、心からお悔やみを、そして被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、地域の日も早い復興を願うものであり、今年は「興」の年にしたいものです。

今回の災害を通じて改めてクローズアップされたのは、避難の難しさではないでしょうか。被災した市町村の首長が自戒の念を込めて「被災地からおくるメッセージー災害時にトップがなすべきことー」を平成29年4月に発出しています。そのメッセージの一つに「人は逃げないものであることを知っておくこと。」とあります。何故避難しないのか、どの災害でも最も多い理由は「自宅にいるのが安全と判断」しているケースです。

土砂災害防止法が制定されて、20年近く経ちます。その間、災害から得た教訓を学び改正に改正を重ねてきています。残るは、自分たちの命は自分たちで守ることの意識を持つことに尽きるのではないかと思います。そのために、行政側の知らせる努力と住民側の知る努力を続け、地域が主体となって地区防災計画を策定することが土砂災害による犠牲者を少しでも少なくすることに繋がると確信します。

おかげ様で、昨年は砂防会館本館の建て替えも終わり順調に運営しています。皆様のご意見をいただきながら、より一層協会活動を充実したものにして行きたいと考えています。本年もよろしく申し上げます。

一般社団法人 全国治水砂防協会
理事長 岡本 正男

平成31年 主要行事予定表

日 時	会 議 名	場 所(砂防会館他)
2月14日 (木) ~ 15日 (金)	第59回砂防および地すべり防止講習会	於:別館1階シェーンバッハ・サボー利根会議室
2月21日 (木) 15時30分~	会長表彰選考委員会	於:別館A棟2階特別会議室
同 16時~	理 事 会	於:別館B棟3階霧島会議室
5月14日 (火) 11時~	監 事 会	於:別館A棟2階特別会議室
5月16日 (木) 16時~	理 事 会	於:別館B棟3階霧島会議室
5月29日 (水) 11時~	評 議 員 会	於:別館B棟3階六甲会議室
同 12時~	代 表 参 与 会	於:別館A棟2階特別会議室
同 14時30分~	参 与 会	於:別館B棟3階立山会議室
同 16時~	直轄事務所長連絡会	於:別館B棟3階穂高会議室
同 16時30分~	賛助会員情報連絡会議	於:別館B棟3階霧島会議室
5月30日 (木) 11時~	第 83 回 通 常 総 会	於:別館1階シェーンバッハ・サボー利根会議室
8月上旬 ~ 9月上旬	第6回 土砂災害対策実務者講習会	於:別館1階シェーンバッハ・サボー利根会議室
10月3日 (木) ~ 4日 (金)	理 事 ・ 顧 問 会 議	於:現地視察を兼ねて
10月24日 (木) ~ 25日 (金)	砂防現地視察と討論会	於:広島県内予定
11月18日 (月) 11時30分~	代 表 参 与 会	於:別館A棟2階特別会議室
同 14時30分~	参 与 会	於:別館B棟3階穂高会議室
同 16時~	賛助会員情報連絡会議	於:別館B棟3階霧島会議室
同 16時30分~	直轄事務所長連絡会	於:別館B棟3階立山会議室
11月19日 (火) 11時~	全国治水砂防促進大会	於:別館1階シェーンバッハ・サボー利根会議室
12月上旬	赤木正雄顕彰表彰選考委員会	於:別館A棟2階特別会議室

平成 31 年度

水管理・国土保全局関係予算
決 定 概 要

平成 30 年 12 月

国土交通省 水管理・国土保全局

1. 予算全般

予算の基本方針

“防災意識社会”と“水意識社会”へ展開していくことが重要との認識のもと、生産性向上などのストック効果を重視しつつ、防災・減災対策、老朽化対策等への課題に対応する。

- 気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害や切迫する大規模地震に対し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策や、甚大な被害が発生した地域における再度災害防止対策等の取組を推進。特に、平成30年7月豪雨等の近年の災害を受けて実施した重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を重点的に推進。
- 魅力ある水辺空間や良好な自然環境の創出等の地域活性化、観光振興等に貢献する取組を推進。
- 公共施設のストック管理・適正化のため、施設の集約化や長寿命化計画策定を通じたトータルコストの縮減を図る等、効率的な事業を推進。
- 東日本大震災からの復旧・復興を加速させるため、堤防等の復旧・整備を推進。

予算の規模

○一般会計予算	11,003 億円
┌ 一般公共事業費	10,569 億円
│ 治水事業等関係費	10,413 億円
│ うち河川関係 8,669 億円、砂防関係 1,564 億円、海岸関係 180 億円	
│ 下水道事業関係費	156 億円
│ 災害復旧関係費	424 億円
│ 行政経費	10 億円

上記以外に、省全体で社会資本総合整備21,887億円がある。

○東日本大震災復興特別会計予算（復興庁所管）	1,244 億円
┌ 復旧	1,208 億円
└ 復興	36 億円

上記以外に、省全体で社会資本総合整備（復興）1,226億円がある。

予算の内訳

○一般会計予算

単位：億円

事 項	平成31年度	前 年 度	対前年度 倍 率
一般公共事業費	10,569 (8,628) ※1	8,014	1.32 (1.08) ※1
治 山 治 水	10,153 (8,221) ※1	7,714	1.32 (1.07) ※1
治 水	9,973 (8,075) ※1	7,574	1.32 (1.07) ※1
海 岸	180 (146) ※1	140	1.29 (1.04) ※1
住宅都市環境整備	260 (250) ※1	247	1.05 (1.01) ※1
都市水環境整備	260 (250) ※1	247	1.05 (1.01) ※1
下 水 道	156	54	2.90
災害復旧関係費	<513> ※2 424	<506> ※2 418	<1.01> ※2 1.01
行 政 経 費	10	10	1.02
合 計	11,003 (9,062) ※1	8,442	1.30 (1.07) ※1

※1 () 書きは、3か年緊急対策のための臨時・特別の措置を除く

※2 < > 書きは、他局の災害復旧関係費の直轄代行分等（平成31年度89億円、前年度88億円）を含む

※3 上記計数には、個別補助事業の創設にかかる額506億円を含む

（上記以外に、省全体で社会資本総合整備21,887億円（うち臨時・特別の措置3,117億円）がある。）

○東日本大震災復興特別会計予算（復興庁所管）

単位：億円

事 項	平成31年度	前 年 度	対前年度 倍 率
復 旧	1,208	1,042	1.16
復 興	36	63	0.57
合 計	1,244	1,105	1.13

（上記以外に、省全体で社会資本総合整備（復興）1,226億円がある。）

（四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。）

（上記計数には、消費税率の引上げに伴う影響額を含む。）

主要項目

1. 治水事業等関係費

(1) 防災意識社会への転換の加速化

【7,086億円】(うち、臨時・特別の措置1,941億円)

1) 水害の頻発・激甚化に対応する治水対策

【5,808億円】(うち、臨時・特別の措置1,615億円)

平成30年7月豪雨等で甚大な浸水被害が発生する中、気候変動等に伴う水害の頻発・激甚化を踏まえて、事前防災対策を計画的に実施するとともに、激甚な水害が発生した地域等において、再度災害防止対策等を集中的に実施する。

また、施設では防ぎきれない大洪水が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築するため、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

2) 地域を守る総合的な土砂災害対策

【1,278億円】(うち、臨時・特別の措置327億円)

平成30年7月豪雨等を踏まえ、土砂・流木災害だけでなく土砂・洪水氾濫による災害への事前防災対策として、砂防堰堤、遊砂地等を重点的に整備するとともに、激甚な災害が発生した地域における再度災害防止対策を集中的に実施する。

また、警戒避難体制整備に向けた土砂災害警戒区域等の指定や防災拠点等の保全を着実に進めるなど、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進する。

3) 南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の大規模地震に備えた地震・津波対策

【545億円】※(うち、臨時・特別の措置134億円)※

切迫する南海トラフ巨大地震や首都直下地震等に備えるため、東日本大震災の教訓を生かした津波防災地域づくりを進めるとともに、各々の地震で想定される具体的な被害特性に合わせ、堤防の耐震対策等を重点的に実施する。

※ 他項目との重複計上。

1)～3)について、重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を重点的に推進する。

(2) 水意識社会への展開

【89億円】

住民、地方自治体、民間事業者、河川管理者等の関係者が水の利用や水辺空間の活用など水に関する幅広い知識・情報を共有し、流域における水の多様な恵みを社会全体で認識・享受するとともに、それらが人々の意識の深部に浸透した社会を実現するため、地域の特徴を活かした魅力ある水辺空間や良好な自然環境の創出、流域マネジメントの取組等を推進する。

(3) 公共施設のストック管理・適正化 **【2,078億円】**

河川管理施設等の所要の機能を確保するため、河川管理施設等の点検・評価結果に基づく補修・更新等を着実に実施する。

また、施設の機能の確保に係るコストの縮減を図るため、長寿命化計画に基づく取組等を推進するとともに、生産性向上を図るための新技術の導入等の取組を推進する。

2. 下水道事業関係費 **【156億円】**

平成30年7月豪雨等を踏まえ、大規模な再度災害防止対策や河川事業と連携した内水対策を推進するとともに、地震対策、下水道の機能を確保するための戦略的なアセットマネジメント、ICTの活用や施設の集約化等による広域化・共同化、効率的な整備による下水道未普及地域の早期解消、下水道リノベーション等を推進し、さらに、そのために必要な技術開発等を実施する。

(上記以外に、省全体で社会資本総合整備21,887億円(うち臨時・特別の措置3,117億円)、工事諸費等がある。社会資本総合整備も活用し、重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を重点的に推進する。)

東日本大震災からの復旧・復興関係費**復旧・復興(東日本大震災復興特別会計)** **【1,244億円】**

被災地の復旧・復興を加速するため、旧北上川等において、河川・海岸堤防の復旧や耐震対策等を推進する。

(上記以外に、省全体で社会資本総合整備(復興)1,226億円がある。)

2. 新規事項

新規制度等

1. 治水事業等

<集中的な事前防災対策の推進>

(1) 事業間連携及び大規模事業に関する個別補助事業の創設

平成30年7月豪雨等では、河川・ダム、砂防、下水、海岸の各施設能力を上回るような災害や複合的な要因による災害が発生し、甚大な被害が発生した。こうした頻発・激甚化する災害への対応として、主体の異なる事業間の連携を促進するとともに、これまで以上に計画的・集中的な事前防災対策を実施するため、「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」について、地方公共団体の取組を支援する個別補助事業を創設する。

<河川・下水道・市町村の一体的かつきめ細やかな浸水対策の強化>

(2) 100mm/h 安心プランの拡充

河川・下水道・市町村が連携したハード・ソフト対策の一体的な取組を強化するため、河川又は下水道のハード対策のみを実施する場合も、「100mm/h 安心プラン」の策定対象に追加する。

(3) 流域貯留浸透事業の拡充(社会資本総合整備)

中小河川において、効果的な流出抑制対策を推進するため、「100mm/h 安心プランに登録された地域」においては、小規模な雨水貯留浸透施設等の改良を流域貯留浸透事業の交付対象に追加する。

(4) 市町村による排水対策の推進に向けた総合流域防災事業の拡充

(社会資本総合整備)

排水施設が必要な市町村が管理する河川において、機動的かつ柔軟な排水を実施するため、移動式排水施設の整備を総合流域防災事業の交付対象に追加する。

<中小河川において頻発する災害対応の強化>

(5) 浸水対策重点地域緊急事業の創設

中小河川の氾濫により浸水被害が発生した地区において、早期に被害の解消等を図るため、ハード・ソフト一体となった改修計画に対し、防災・安全交付金で重点的に支援する「浸水対策重点地域緊急事業」を創設する。

<ダム再生の深化>

(6) 利水容量の暫定的活用に向けた堰堤維持事業の拡充

河川改修が進捗するまでの期間においても、上流部の治水安全度等を向上させるため、ダムの利水容量を洪水調節等に暫定的に活用するための経費を堰堤維持費の対象に追加する。

(7) ダム建設の合理化に向けた堰堤維持事業の拡充

ダム事業をより効率的に実施するため、付替・移設を行わなかった施設の水没により生じた実損額の補償を、堰堤維持費の対象に追加する。

<ストック活用の推進>**(8) 効率的な土砂災害対策の推進に向けた総合流域防災事業の拡充****(社会資本総合整備)**

既存ストックを活用し、流域全体で効率的に土砂・洪水氾濫等の土砂災害への対策を進めるため、流域を対象とした施設計画の策定又は変更を総合流域防災事業の交付対象に追加する。

(9) 砂防関係施設・海岸保全施設の長寿命化計画策定支援の延伸**(社会資本総合整備)**

砂防関係施設・海岸保全施設のより効果的・効率的な長寿命化対策を進めるため、ライフサイクルコストの考慮等による長寿命化計画の変更に限り、防災・安全交付金の交付対象期間を5年間延長する。

(10) 海岸堤防等老朽化対策緊急事業等の拡充(社会資本総合整備)

堤防・胸壁の延長や水門・陸閘数の減少等を図る防護ラインの見直しを促進し、今後の施設の維持管理・更新費の増加を抑制するため、見直しにより新たな施設の整備に伴い不必要となる施設の撤去費用を海岸堤防等老朽化対策緊急事業等の交付対象に追加する。

2. 災害復旧等事業**(1) 河川大規模災害関連事業の拡充**

被災箇所の実確な再度災害防止を図るため、河川大規模災害関連事業の運用を変更し、改良復旧に要する費用の上限及び対策内容の適用範囲を拡大する。

(2) 災害緊急対応事業費の拡充

災害時の初動対応をより円滑に行うため、被災地方支分部局が TEC-FORCE を派遣する災害を災害緊急対応事業の対象に追加する。また、被災直後の状況を正確に把握するため、「測量」を当該事業の対象に追加する。

(3) 災害復旧事業査定設計委託費補助の拡充

地方公共団体の災害復旧事業に係る負担を軽減し、災害復旧事業を迅速に進めるため、工事費が多額となる特定の工種等に係る委託費の要件を緩和する。

3. 下水道事業関係費**(1) 下水道による床上浸水対策等のための個別補助事業の創設**

近年、全国の都市において内水被害が頻発しており、市民生活、経済活動への甚大な影響が発生しているため、下水道による大規模な再度災害防止対策や河川事業と連携した内水対策を計画的・集中的に支援する個別補助事業を創設する。

(2) 下水道浸水被害軽減総合事業の拡充(社会資本総合整備)

近年の浸水被害の増加に対し、ハード・ソフトを組み合わせたきめ細かな浸水対策を推進するため、下水道浸水被害軽減総合事業の地区要件の緩和等を行う。

(3) 下水道総合地震対策事業の拡充(社会資本総合整備)

災害時における社会経済活動への影響を軽減するため、「重要物流道路及びその代替・補完路」下の管渠や水管橋等の耐震化を下水道総合地震対策事業の対象に追加する。

(4) 下水道広域化推進総合事業の拡充(社会資本総合整備)

下水道事業の広域化・共同化を推進するため、複数の地方公共団体が共同で利用するシステムの整備を下水道広域化推進総合事業の対象に追加する。

(5) 合流式下水道緊急改善事業の延伸・完了(社会資本総合整備)

平成 35 年度に下水道法施行令の目標期限を迎える処理区面積の大きい都市の合流式下水道の改善対策を確実に完了させるため、平成 30 年度末で期限を迎える合流式下水道緊急改善事業を延伸する。

新規事業**(1) 北上川上流ダム再生事業(岩手県)**

きたかみがわじょうりゅう
四十四田ダムのかさ上げ、御所ダムの操作規則の変更による治水機能の増強を行う北上川上流ダム再生事業に直轄事業として新規着手（実施計画調査段階）する。

(2) 藤原・奈良俣再編ダム再生事業(群馬県)

ふじわら ならまた
藤原ダムの利水容量と奈良俣ダムの洪水調節容量の振替等による治水機能の増強を行う藤原・奈良俣再編ダム再生事業に直轄事業として新規着手（実施計画調査段階）する。

(3) 岩瀬ダム再生事業(宮崎県)

いわせ
岩瀬ダムの容量振替、放流設備増設による治水機能の増強を行う岩瀬ダム再生事業に直轄事業として新規着手（実施計画調査段階）する。